

第10回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年1月10日(金)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所7階会議室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 16名
 - 1番 小倉哲也
 - 2番 山寄和雄
 - 3番 栗原寛光
 - 4番 陸野光男
 - 5番 小泉勝彦
 - 6番 石川和利
 - 7番 石渡正明
 - 8番 関巖
 - 9番 渡邊美代子
 - 10番 田中幸一
 - 11番 切替一弥
 - 12番 渡辺義一
 - 13番 注連野千佳代
 - 14番 時田善夫
 - 15番 中山明
 - 16番 森田菊雄
- 5 欠席委員 なし
- 6 農地利用最適化推進委員 1名
山口 勝久
- 7 出席事務局職員 4名
伊藤事務局長 齊藤主幹 山田主査 高品主査

◎開 会

令和2年1月10日午後2時00分 開会

○事務局長（伊藤恵一君） それでは、皆様、本日はお疲れさまでございます。

初めに、会長からご挨拶いただきたいと思いますので、会長、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 皆さん、こんにちは。改めまして、明けましておめでとうございます。ことしもよろしくお願いいたします。

去年は、台風、その後大雨等大変な年でありまして、まだまだ我が家もそうですけれども、ブルーシートをかぶっているうち、復旧が済んでいない家とか倉庫とか多数あると思います。ことしは、そういう災害がない年にしたいなと思っております。

本日、山口推進委員が、議案の関係で見えております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。では、よろしくお願いいたします。

○事務局長（伊藤恵一君） 会長、ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。

総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則によりまして、会長が行うこととなっておりますので、会長よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） それでは、しばらくの間、進行役のほうを務めさせていただきます。

ただいまより第10回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は16名中16名でございます。会議は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（小泉勝彦君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

7番、石渡正明委員、8番、関巖委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。それでは、議案第1号、整理番号の1についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、令和元年12月23日付で申請書の提出がありました。

申請内容は、市外在住の個人が市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲り渡し人は、会社員であり、労働力不足のため本件農地の耕作が困難であり、譲り受け人に売却

したいとのことです。

譲り受け人は、近隣に農地を保有しており、効率的に耕作できるため買い受けたいとのことです。総会資料1ページの位置図及び2ページの現地写真をごらんください。場所は、飯富の字市場です。現地を確認したところ、現地は畑で耕起されておりました。

総会資料の3及び4ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書、こちらは袖ヶ浦市分です。及び譲り受け人の住所地、木更津市の農業経営実態証明を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、住所地、木更津市の農地一部に貸付地がありますが、こちらは地域の全体の集積計画に基づいて担い手に対して貸し付けをしている土地であるため、合理的なものと考えます。

農機具などについては、トラクター、農用車、畝立て機、コンバイン、田植機、草刈り機を所有しています。水稻の乾燥調製については、機械を所有している知り合いの農家に依頼しているとのことです。

農作業の常時従事日数につきましては、世帯で320日の従事をしており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が市内、市外の合計で62アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、中山明委員。

○15番（中山 明君） 15番、中山です。去年の12月29日11時に、飯富の〇〇〇の隣に本人の畑が3反ぐらいあった。その北側に今度借りたいということで、うなってトラクターできれいに耕作してあったのですけれども、借りたいということだったら、最初は貸してほしいと言っていたのだけれども、その〇〇〇さんという人はサラリーマンで、もうなかなかやれないから、どうか買って欲しくないということで、では買しましょうということで、それで何か買ったそうでございます。それで、現地確認して全部話を聞いた結果、別に問題がありませんので、皆さんのご審議のほどお願いしたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（小泉勝彦君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 全員賛成でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号、整理番号2についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、令和元年12月23日付で申請書の提出がありました。

申請内容は、市内在住の個人が市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲り渡し人は、相続により農地を取得したが、高齢のため管理ができないので、譲り受け人に売却をしたいとのことです。

譲り受け人は、自作地に隣接しており、以前から耕作している土地のため購入したいとのことです。

総会資料の5ページの位置図及び6ページの現地写真をごらんください。場所は、下新田の字登戸です。現地を確認したところ、現地は耕作されておりました。

総会資料の7ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具などについては、トラクター、耕運機、田植機、コンバイン、乾燥機、農用車を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で250日の従事しており、基準の150日以上従事しているため要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が88アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、中山明委員。

○15番（中山 明君） 15番、中山です。この件も12月29日午前10時に、根形公民館のすぐ北側ですけれども、下新田在住の〇〇〇さんという人が、今まで同じ〇〇〇さんですけれども、そっちのほうから畑を借りていたのですけれども、譲り渡し人が高齢のために、もう維持できないということで、下新田の〇〇〇さんが隣で畑をやっておるもので、では購入したいということで、現地確認をしてみたら、全部きれいにやってあるもので、別に問題ないということで、皆さんのご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小泉勝彦君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第2号の整理番号1についてご説明いたします。

議案の2ページをごらんください。本件は、市内の宗教法人が自身の所有する農地を墓地に転用したいとする案件であり、土地の所在等は議案記載のとおりです。なお、本件については、令和元年12月20日に申請書の提出がなされております。

総会資料8ページの位置図をごらんください。申請地は、幽谷分校の東側約530メートルに位置し、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料9ページのとおりであり、この後に審議を行う議案第3号の整理番号1の案件の計画と合わせ、墓地157区画を整備しようとするものです。

埋め立てについては、申請地が埋蔵文化財保存対象区域であることから、市教育委員会と埋蔵文化

財の保護にかかわる協定を既に締結しており、40センチの盛り土を行い、盛り土保存する計画となっております。

排水については、汚水、雑排水は発生せず、雨水については自然浸透させる計画となっております。
所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

総会資料10ページに平面図を載せています。また、総会資料11ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

2番、山寄和雄委員。

○2番（山寄和雄君） 2番、山寄です。12月27日の2時から、時田善夫委員と2人で現地調査に参りました。現地は、〇〇〇の墓地がもう既に数カ所売られていて、それでそこがもうあと数基でいっぱいということで、新しい〇〇〇の墓地を造成したいということで、現地は草刈りがなされておりました、その手前ももう埋蔵文化財の遺跡発掘が行われていました。別に問題がないと思いますので、委員さんの審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した14番、時田善夫委員から補足説明があればお願いします。

○14番（時田善夫君） 14番、時田です。ただいま山寄委員のおっしゃったとおりで、補足はございません。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉ですけれども、先ほどの事務局のほうから説明がございました文化財保護の関係で、40センチの盛り土をするというご説明でしたけれども、この盛り土はどこから調達する計画でありますか。

○2番（山寄和雄君） 議長、いいですか。

○議長（小泉勝彦君） はい。

○2番（山寄和雄君） 2番、山寄です。現地調査に行ったときに、この代理の〇〇〇さんですか、その人の説明ですと、この10ページの位置図の①番と書いたところが現にもう遺跡発掘が行われているのです。そこに盛り土が結構な量あるので、その土を利用すると言っていたのですけれども、それで

よろしいでしょうか。

○事務局（高品吉朗君） 1つは、今回の計画が2期工事になることを考えておきまして、今山寄委員さんがおっしゃっていた10ページの①という方向図の①が書いてあるところが、事前に今試掘調査をしまして、そこから出た土を今回の墓地のほうの土に使うということで、こちらの試掘が終わったら今度反対で、次こちらに墓地を第2期工事で行っていくというのと、あともう一つが〇〇〇さんの薬師堂建設工事で下の部分を掘った山砂を使って、その土でも40センチの盛り土をするという計画になっております。

○1番（小倉哲也君） ありがとうございます。そうしますと、この面積で40センチの立米数は十分確保できるという計算になりますか。

○議長（小泉勝彦君） はい。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。そのとおりです。

○1番（小倉哲也君） ありがとうございます。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

ほかに何か質疑があれば。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第3号の1について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第3号の整理番号1についてご説明いたします。

議案の3ページをごらんください。本件は、議案第2号の整理番号1でご説明した同じ宗教法人が、市内在住の個人から農地1筆を売買により取得し、墓地に転用したいとする案件であり、土地の所在、

権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については令和元年12月20日に申請書の提出がなされております。

先ほどと同じく総会資料8ページの位置図をごらんください。申請地は、幽谷分校の東側約530メートルに位置し、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料9ページのとおりであり、先ほどの議案第2号の整理番号1の案件の計画と合わせ、墓地157区画を整備しようとするものです。

埋め立ての関係、排水の関係、所要資金については、先ほどの議案第2号の整理番号1でご説明した内容と同じになりますので、省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

2番、山寄和雄委員。

○2番（山寄和雄君） 2番、山寄です。同じく12月27日14時より、現地立ち会いに行きました。代理人の〇〇〇さんの説明を受けたところ、川原井地区の〇〇〇の〇〇〇である〇〇〇さん所有の土地を墓地にしたいということで申請が上がってきたので、現地を調査しましたところ、先ほどの議案と同じく草刈りがなされておりました、隣の土地になりますので、別段問題はないと判断いたしました。皆さんの審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した14番、時田善夫委員から補足説明があればお願いします。

○14番（時田善夫君） 14番、時田です。補足はございません。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の2について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第3号の整理番号2について、ご説明いたします。

議案の3ページをごらんください。本件は、市外の食品製造業を営む法人が市内在住の個人から農地1筆を売買により取得し、駐車場用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については令和元年12月20日に申請書の提出がなされております。

総会資料12ページから13ページの位置図をごらんください。申請地は、JR長浦駅の東側約3.5キロメートル、さつき台病院の東側約2.5キロメートルに位置し、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

申請の経緯については、譲り受け人は、他県に工場を有しておりますが、設備の老朽化が進んでいること及び製品の生産量増加に伴い敷地が手狭になりつつあることから、袖ヶ浦椎の森工業団地内に新工場を建設することとなりました。申請の内容については、新工場への原料の運送が夜間早朝となりますが、工場のセキュリティ関係上、午後5時10分から午前8時まで出入り口を閉鎖することから、申請地を10トントラックの待機用駐車場として整備するものです。

土地利用計画については、総会資料14ページのとおりであり、10トントラック11台分の駐車場を整備する計画となっております。

なお、埋め立てについては行わず、整地のみを行い、砂利敷きにする計画となっております。

また、排水方法については、雨水のみになることから自然浸透となっております。

所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

総会資料15ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

3番、栗原寛光委員。

○3番（栗原寛光君） 3番、栗原です。1月8日午前11時ごろ、譲り受け人、譲り渡し人双方の代理人の立ち会いのもと、田中委員とともに現地調査を行いました。譲り受け人は、大型トラックの駐車場として利用の予定で、埋め立ては行わず、砂利敷きとする計画だそうです。

現地は、第2種農地であり、隣接する農地もありません。結果として立地条件、一般基準とも問題

ないものと判断します。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した10番、田中幸一委員から補足説明があればお願いします。

○10番（田中幸一君） 10番、田中です。今、栗原委員の言われたとおりです。補足はございません。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第3号の2については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の3について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第3号の整理番号3について、ご説明いたします。

議案の3ページをごらんください。本件は、市外で土木事業を営む法人が市内在住の個人から農地1筆を賃貸借権設定し、埋め立て事業に必要な調節池用地として農地転用許可後3年間一時転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

本件については令和元年12月23日に申請書の提出がなされております。

なお、埋め立て事業全体の計画面積は、山林等の農地以外を含めると8万4,355平方メートルになります。

総会資料16ページから17ページの位置図をごらんください。申請地は、木更津ジャンクションの南東側約3.5キロメートル、吉野田保育所の南側約1.4キロメートルに位置し、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にあることから、農用地と判断されます。

県の農地転用事務指針では、農用地における農地転用は原則として許可しないこととされております。

すが、今回の案件については転用許可の例外として規定されている仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められること及び市の定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることに該当するというので、君津農業事務所と共通認識がなされております。なお、農業振興地域整備計画については、令和元年12月25日付で市農林振興課から支障なしとの回答が得られております。

また、埋め立て事業の土砂は、東京都港区浜松町地先の再開発工事などから搬入する建設発生土を使用する予定とのことです。

一時転用後の農地への復元としましては、水田として復元し、主食用米を作付する計画となっております。

土地利用については、総会資料18ページのとおりであり、最初に調節池をつくり、雨水処理を行いながら下部からのり面を造成していき、完了したのり面から緑化していく計画となっております。

排水関係は、雨水のみで、のり面に設置したU字溝を通じて調節池に流入させ、既存の水路へ放流する計画となっております。

所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

なお、他法令関係については、土砂の埋め立てに伴う特定事業、森林法に基づく林地開発の許可申請、道路や水路の法定外公共物施工承認申請、文化財保護法に基づく埋蔵文化財発掘の届け出が該当し、いずれも事前協議が行われ、許可申請及び届出書の提出がなされております。

総会資料23ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告していただきます。

中山運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（中山 明君） 15番、中山です。運営委員会の内容についてご報告いたします。

議案第3号の整理番号3については、土木事業を営む法人が埋め立て事業に必要な調節池用地に転用したいとするものでございます。

1月7日に運営委員会を開催して、地区担当農業委員も参加し、現地の推進委員も参加していただきました。現地調査及び関係者から状況確認をするとともに審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告したいと思います。

現地確認は、申請者及び工事設計者に出席いただき、午後2時から実施いたしました。現地では、申請農地の確認をするとともに、関係者から事業説明をしていただき、質疑応答を行いました。

主な質疑内容ですが、調節池として利用する期間に関する質問があり、申請地は農用地になるため、一時転用として利用できる期間が3年を限度とされていることから、3年を予定しているとの説明を

受けました。

また、調節池を整備するのに埋め立ては行うのか、どのように整備するのかとの質問があり、埋め立ては行わず田んぼの形状のまま、周りの堤体は埋め立て事業を行う山林から出た土を使用して整備するとの説明を受けました。

次に、審査会は申請者及び工事設計者に出席していただき、午後3時から市役所7階、この会議室にて行いました。事務局からの議案説明を受けた後、申請人及び代理人から事業説明を受け、続いて委員から質問があり、譲り受け人及び代理人からの説明をしていただきましたので、その主な内容についてご報告いたしたいと思います。

主な質疑は、事業を行う地元からの了解を得ているのかという質問があり、下宮田及び上宮田地区の住民、土地改良区の役員の方を集めた説明会を実施し、了解を得ているとの説明がありました。

そのほかには、調節池を整備するが、最近の記録的な大雨などで排水がうまくできず、近隣に被害を与えた場合どうするのかという質問には、事業者責任になるので、現況復旧をするとの説明がありました。

運営委員会委員による採決の結果でございますが、運営委員全員一致にて許可すべきものということになりました。

以上、ご報告いたします。皆様のご審議をよろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○8番（関 巖君） 8番、関ですけれども、これは普通に言えば建設残土の埋め立て事業に伴う調節池の設置ということだと思うので、参考資料17図で見てわかるように、埋立地が谷津田だと思うのです。この谷津田を埋め立てるに当たっての農業委員会の審査というか許可というか、それは要らないのですか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。谷津田の部分については、登記地目が山林になっておりまして、農地の部分は調節池のこの1筆だけになりますので、審査の対象ではないということになります。

○8番（関 巖君） そうですか、わかりました。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○13番（注連野千佳代君） 前期で2回ほど見に行ったところですね。○○○のところを見に行つて

いる。埋め立てて、栗を植えると言っていた。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○農地利用最適化推進委員（山口勝久君） 今の委員の質問ですが、確かに近くで同じ会社が同じ形で、今回は別件ということになります。前は1期、2期で2期工事までやって終わって、それで検査済みということで済んでいる。近くは近くですけども、今回とは違う案件ということになります。

○13番（注連野千佳代君） では、別のところをまたということですね。

○農地利用最適化推進委員（山口勝久君） はい、そうです。ちょっと隣ぐらいになるのですけれども。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。お手元のほうに1枚、A3の用紙を配らせていただいたのですが、そちらを見ていただきますと、色がついているのが今回の事業地、その南側に整備されているような図があると思うのですが、そこが前回の、色の薄い部分が前回の事業区域になります。これが栗の木を植林して農地造成したということになります。

〔「もう一度説明お願いできますか」と言う人あり〕

○事務局（高品吉朗君） はい。A3の書類を見ていただきまして、北側の色が濃く写っている部分は今回の事業区域です。その南側、下側の色が薄いほうになっている区域があると思うのですが、こちらが、前回〇〇〇さんが農地造成した区域になります。

以上です。

○12番（渡辺義一君） いいですか。

○議長（小泉勝彦君） はい。

○12番（渡辺義一君） 12番、渡辺ですけども、前回の運営委員会の際に参加したのですが、そのときには今回の申請農地だけの確認であったため、きょうのこの配られた図面については初めて見たのです。これ見ると南側、ちょうど今回の申請地のところから山側を見た山側を越えた反対側ということですか、この前にやったところは、参考にまでですけども。

○6番（石川和利君） 説明しましょうか。計画の図面で、下のほうが〇〇〇の入り口で、右手に前回埋めたところがありまして、ここに〇〇〇がありまして、この反対側に右手は前回埋めたところなので、この山越しの東側をまた埋めるという形になります。17ページの図面のほうが多分地形的にはわかるといいます。申請地の下に谷津田が入っています。そこが前回埋め立てたところなんです。今回は、その申請地になっています。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○農地利用最適化推進委員（山口勝久君） 私地元の推進委員で山口ですが、皆さん、位置的なものでちょっと気になっているようなのですけれども、道路の感覚でいうとわかりやすいかと思うのですけれども、うちのほうの地区のところにはコンビニがあります。そこから〇〇〇のほうへ向かって一山越えていくような、今結構メインな道路になっていますけれども、その途中にゴルフの練習場がありますけれども。そこを左のほうへ行って矢那川ダムのほうへ向かっていく道が1本あります。それから、

そのコンビニのところ、そのまま逆に〇〇〇とか矢那川ダムのほうへ行く道、その先が丁字路で信号機のある交差点があるかと思うのですけれども、その道路の2つの道路の間の地域ということになります。ダンプは、ゴルフ場のほうから矢那川のほうへ行く道路を使って出入りするようになるということで、その道は前回の埋め立てで山のほうへ伸びてダンプが入れるようになっているので、今回それを利用してということで、位置的にはそういう形になります。

○議長（小泉勝彦君） はい、どうぞ。

○8番（関 巖君） 確認なのですが、位置関係の、この総会資料の17ページでいうと、これは申請地の左下が埋立地になるということでのいいのですか。上が埋立地だと思って聞いたのですけれども、左下のほうが埋立地で。

○事務局（高品吉朗君） はい、そのとおりです。

○議長（小泉勝彦君） はい、どうぞ。

○8番（関 巖君） 調整池の下に水田があると思います。先ほどの説明で地元の地権者や水利組合は了解したということなのですが、建設残土の問題はしばしばトラブル、要するに汚い土とか、あるいは有害物質が入っているということで、結構反対される方多いのですが、確認はこの地権者や水利組合、要するに権利関係のある人の全員が賛成しているのでしょうか。それとも、一部反対あるけれども、大多数が賛成で了解したという形になっているのかどうか、ちょっと聞きたいのですけれども。

○議長（小泉勝彦君） わかりますか。

○6番（石川和利君） 6番の石川ですが、一応上下宮田及び土地改良で説明会をやった参加者らは全員賛成でした。参加していない方はちょっとまだわかりません。

○8番（関 巖君） 参加者は一応了解ですか。

○6番（石川和利君） はい、そうです。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○8番（関 巖君） 反対という声が聞こえてこない、そういう人がいませんでしたか。

○6番（石川和利君） そこはちょっと今のところ。

○8番（関 巖君） そうですか、わかりました。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○15番（中山 明君） 15番、中山です。石川委員に聞きたいのですけれども、この前1月7日のときに、雨が降った場合、崩れたらどうかという話が出ましたが、その件で前回やったところは、この前の大雨で、台風のときにどうだったのですか。

○6番（石川和利君） 崩れていません。

○15番（中山 明君） そうですか。全部ああいう芝生やるといって芝なんかやって、全部やってあって、どこも全然崩れていないということ、わかりました。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

ほかに。

○8番（関 巖君） 前回やった〇〇〇って、例の贈収賄事件のあった場所ですね。

○6番（石川和利君） はい。

○8番（関 巖君） 確認です。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第3号の3については許可相当と決定いたします。

◎議案第4号 令和元年度第9次農用地利用集積計画書（案）の承認について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第4号 令和元年度第9次農用地利用集積計画書（案）の承認についてを議題といたします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第4号 令和元年度第9次農用地利用集積計画書（案）についてご説明いたします。

こちらの議案第4号の案のほうをごらんください。この令和元年度第9次農用地利用集積計画書（案）につきましては、農地法第3条の第1項第7号に該当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審査をしていただくものです。

それでは、農用地利用集積計画書（案）の7ページをごらんください。今回の申請は、利用権設定が7件で、全て通常の利用権設定となっております。

利用権設定を受ける方の面積は、合計で473.34アール、4万7,334平方メートルとなっております。

利用権設定の詳細内容につきましては、資料の1ページから6ページに記載のとおりとなっております。

ますので、説明は省略させていただきます。

次に、資料10ページをごらんください。農業経営基盤強化促進法による所有権移転は1件で、合計面積は10.21アール、1,021平方メートルとなっております。

所有権設定の詳細内容につきましては、8ページから9ページに記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第5号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題といたします。

議案第5号について事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局の齊藤です。議案第5号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてご説明いたします。

議案の4ページから5ページをごらんください。昨年10月に続けて発生しました県外2市町の農業委員会会長による農地転用に係る不祥事を受けまして、昨年11月28日開催の全国農業委員会会長代表者集会におきまして、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせが決議されまして、改めて農業委員会組織としての綱紀粛正の徹底を図っていくことの申し合わせがなされたところでございます。

12月17日付で千葉県農業会議から、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、同様な法令遵守の申し合

わせ決議を行うよう通知がございました。本市農業委員会におきましても、その取り組み内容につきまして申し合わせ決議を行う必要がございます。

議案5ページをごらんください。申し合わせ決議の提案内容を読まさせていただきます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令にのっとり適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令にのっとり適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年1月10日。袖ヶ浦市農業委員会。

説明は以上でございます。

○議長（小泉勝彦君） 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい。

○8番（関 巖君） 8番、関です。1の最後の真ん中の農業委員会法第31条の議事参与の制限、これちょっと中身がよくわからないので。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局の齊藤です。この議事参与の制限というのは、総会の審議の際に、親族にかかわる案件については、議事の場に参加できないということです。今回の不祥事の件については、委員自らの案件を審議しており、本来は議事の場を外さなければならないところを外していなかったという事例でした。このため、農業委員会法第31条の議事参与の制限について、改めて農業委員会は必ず遵守するよう決議文に組み込まれております。あくまで親族にかかわる審議には、総会の場に出られないということです。

以上でございます。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第5号について、原案のとおり決議することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 袖ヶ浦市農業委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第6号 袖ヶ浦市農業委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定についてを議題といたします。

議案第6号について事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局の齊藤です。議案第6号 袖ヶ浦市農業委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定についてをご説明いたします。

追加議案の1ページをごらんください。農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律により、農地法の一部が改正され、令和元年11月1日に施行されたことに伴い、同法第4条及び第5条に規定する市街化区域内の農地転用届け出の条文が繰り下げになりまして、条文の整理を行うため、訓令の一部を改正しようとするものでございます。

議案の2ページをごらんください。改正内容につきましては、第11条第7号中、「第4条第1項第7号」を「第4条第1項第8号」に、また「第5条第1項第6号」を「第5条第1項第7号」に改めるものでございます。

附則につきましては、本訓令の施行日を公示の日からとするものでございます。

追加総会資料の1ページをごらんください。農地法の第4条、第5条の改正状況でございますけれども、農地法第4条の第4項が追加になったことから、市街化区域内の農地転用の届け出の条文である従来の第7号が第8号に繰り下げになっております。

続いて、2ページをごらんください。こちらは第5条ですが、第3項が追加になったことから同じく市街化区域内の農地転用届け出の条文である従来の第6号が第7号に繰り下げになっております。

3ページから5ページに現行の農業委員会処務規程でございますが、そのうちの第4ページの第11条第7号でございます。農地法の市街化区域内の農地転用届け出の条文が繰り下がったことから、この処務規程の「第4条第1項第7号」を「第4条第1項第8号」に、「第5条第1項第6号」を「第5条第1項第7号」に改めるものでございます。

最後に6ページになりますが、改正箇所の新旧対照表となっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第6号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第6号については提案のとおり訓令を制定することに決定いたします。

◎報告事項

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局の齊藤です。協議報告第1号についてご報告いたします。

議案6ページをごらんください。農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、令和元年11月1日から11月30日までで3件でございます。

報告は以上でございます。

○議長（小泉勝彦君） 報告は以上でございます。

◎その他

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

○12番（渡辺義一君） 前の質問になるのですが、議案第2号の整理番号1—1ですか、この登記地目が山林となっていて、現況が畑、これは現況が畑ということは、登記書には山林としか出ていないはずですね。それでも、やっぱりこういう状態で農業委員会を通さなくてはいけないのですか。ちょっとわかったら教えていただきたい。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。今の渡辺委員さんのおっしゃったところなのですが、登記地目が山林になっていますが、現況畑にというふうに現況が使われていて、農家台帳に登録がある場合には、農地法の効力が及ぶこととなりますので、このように総会にかけて農地と判断しておりますので、審議が必要になります。

○12番（渡辺義一君） わかりました。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 事務局のほうから何かございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） ないようですので、本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（小泉勝彦君） これをもちまして第10回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後3時05分 閉会